

帰還困難区域の取扱いに関する考え方（案）

平成28年8月31日
原子力災害対策本部
復興推進会議

1. はじめに

政府は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部）において、放射線量が高い区域を「帰還困難区域」と定義し、将来にわたって居住を制限することを原則とし、立入りを制限してきた。他方、事故後5年5か月が経過し、一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、地元から帰還困難区域の取扱いを検討するよう要望を受けている。

また、与党から政府に対し、福島県知事、帰還困難区域を管内にもつ市町村長の意見を聴いた上で、帰還困難区域の取扱いに関する提言が行われている¹。

地元からの要望や、与党の提言を重く受け止め、原子力災害対策本部及び復興推進会議において、帰還困難区域の取扱いに関する基本方針を決定する。

2. 帰還困難区域の取扱いに関する基本的な方針

1. 帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する。
2. あわせて、国道6号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路（これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む）について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行う。
3. 市町村は復興拠点等を整備する計画を、県と協議の上で策定し、国は当該計画を認定する。
4. 整備にあたっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行う。

¹ 「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言 ～復興・創生への道筋を明示～」
(平成28年8月24日 自由民主党・公明党)

5. 復興拠点等の整備が概ねできた段階で、当該地区の避難指示を解除する。なお、拠点設定の際、帰還困難区域全体では、安全管理、防犯上の観点から立入規制を継続するが、復興拠点等への立入規制等について必要な見直しを行う。特に、復興拠点等において、事業者等が事業所の再開又は新設を伴う事業を実施できるよう、事業実施の要件の見直しも行う。
6. これを実現するため国は、法制度、予算等を措置する。
7. 帰還困難区域の避難指示解除準備区域又は居住制限区域への見直しは行わない。一方、区域見直しを行わないことにより、風評被害が残って町の復興が遅れることが決してないよう、国は風評対策などを適切に講ずる。
8. 復興拠点等の整備に加え、当初復興拠点を設定しなかった地区(以下「復興拠点外地区」という。)の中長期的な復興に向け、市町村が、帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想を策定した場合には、国はこれを踏まえ、中長期的な浜通りの復興のための施策につなげるものとする。

なお、市町村は、全体構想を念頭に置きつつ、放射線量の低下状況や当初の復興拠点における復興の進捗等を踏まえ、上記3.の計画を見直すことができるものとする。

さらに、復興拠点外地区であっても、市町村の伝統や文化のシンボルであり人が交流する拠点等を市町村が整備する場合には、国はこれを支援する。
9. 避難指示解除準備区域及び居住制限区域に住民が安心して帰還できるよう、これらの区域の宅地に隣接する部分についても、国は対策を講ずる。

3. 具体化に向けた検討課題

上記の基本的な方針を踏まえた具体化にあたっては、以下の点を中心に、地元の意向を踏まえ、検討を行う。

1. 帰還困難区域の中に復興拠点を設定することが困難な市町村については、ふるさとへの帰還を望む住民の思いを受け止め、地域の実情に応じた支援の在り方について、国は柔軟に検討する。
2. 復興拠点等の整備に当たっては、除染やインフラ整備が確実に行われるよう、国が責任を持って前に進める。この際、限られた期間で集中的に整備を進めることができるよう、国・県及び市町村が連携して、公共事業的

観点からインフラ整備と除染を一体的かつ連動して進める方策を、地元の意向を踏まえつつ検討する。

また、必要に応じて、政府及び関係行政機関の対応能力を市町村に提供し、集中的な整備を迅速かつ効果的に行う。

3. ふるさとへの思いを持ちながら、地元を離れて生活をする方々に対して、中長期にわたるきめ細かい支援を行うため、避難先での生活再建支援の強化を検討する。検討にあたっては、故郷喪失による精神的損害の一括賠償や住居確保損害賠償といった必要な賠償制度等が既に措置され、適切に運用されていることに留意する。

4. 里山再生のモデル事業について、将来的には、復興拠点等整備の進捗等に応じて帰還困難区域で実施することを検討する。

4. おわりに

以上の基本方針に基づき、帰還困難区域の復興事業については、平成29年度のできるだけ早期に着手できるよう、地元と十分に議論しつつ、国は施策の具体化を進めていく。帰還困難区域の取扱いは、福島復興の先行きに関わる重要な課題である。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。